<u>商品概要説明書</u>

通知貯金

(平成28年4月1日現在)

1. 商品名	○通知貯金		
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体		
3. 期 間	○期間の定めはありません。		
	(ただし、7日間の据置期間が必要です)		
4. 預入方法			
(1) 預入方法	○一括預入		
(2) 預入金額	○50,000円以上		
(3) 預入単位	○1円単位		
5. 払戻方法	○解約時に一括して払い戻しができます。		
	(ただし、解約する日の2日前までに当店に通知が必要です。)		
6. 利 息			
(1) 適用金利 (二) (1) (1) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7			
(2) 利払頻度 (2) 利払頻度 (2) の解約時に一括して支払います。			
(3) 計算方法	○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。		
(4) 税 金	○個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) * の		
	分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。		
	※平成49年12月31日までの適用となります。		
(5) 金利情報の	○金利は店頭に表示しています。		
入手方法			
7. 手数料			
8. 付加できる	○個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課		
特約事項	税制度」)の取扱いができます。		
9. 中途解約時	○据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率によ		
の取扱い	り計算した利息とともに払い戻します。		
10. 貯金保険制度	〇保護対象		
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される		
	貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯		
	金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供で		
	きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本		
	1,00万円とその利息が貯金保険により保護されます。		

11.	苦情処理措置	○苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)
	および紛争解		につきましては、当JA本支店または企画部(電話:
	決措置の内容		0550-84-4805)にお申し出ください。当
			JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整
			備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を

	T	
	○紛争解決措置	図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する 静岡県JAバンク相談所(電話:054-284- 9913)でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場 合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターを 利用することも可能です(JAバンク相談所を通 じてのご利用となります。)ので利用を希望され る場合は上記総務企画部または静岡県JAバンク 相談所にお申し出ください。
12. その他参考と		
なる事項		

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A御殿場